

N I A C T

第 31 期

事業報告書

自 2022 年 4 月 1 日

至 2023 年 3 月 31 日

長崎国際航空貨物ターミナル株式会社

——株主の皆様へ——

株主の皆様にはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

ここに、「第31期事業報告書」（2022年4月1日～2023年3月31日）
をお届けさせていただきますので、どうぞご高覧下さいますようお願い
申し上げます。

2023年6月

代表取締役社長 辻 本 政 美

会 社 の 概 要

(2023年3月31日現在)

社 名	長崎国際航空貨物ターミナル株式会社
設 立 年 月 日	1992年9月14日
発行可能株式総数	32,000株
発行済株式総数	21,660株
資 本 金	10億8,300万円
株 主 数	51名

目 次

事 業 報 告	1
貸 借 対 照 表	8
損 益 計 算 書	9
株主資本等変動計算書	10
個 別 注 記 表	11
会計監査人の監査報告書謄本	16
監査役の監査報告書謄本	19

事業報告

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当年度においても新型コロナウイルス感染症の感染拡大や収束が繰り返されたものの、全国的な移動制限措置が取られなかったことや、ワクチン接種率の向上、政府による旅行支援、行動規制緩和等の施策により人流が活性化したことで、2022年度の長崎空港における国内線乗降旅客数は約257.3万人と、前期比で92.4%増加、最も乗降旅客数の多かった2018年度と比較しても約80%の水準まで回復しております。

一方、2022年度の長崎空港発着の国内航空貨物は、累計で約4,138トンとなり、前期比で約60.3%増加しているものの、2019年度比では約33.8%に留まっております。これは、コロナ禍で輸送モードがトラック輸送等に変更された貨物が航空輸送に戻っていないことによるものです。また、国際航空貨物に関しても、輸出貨物については中国東方航空が本年10月28日までの運休を決定していることから、今年度も長崎空港発輸出貨物の取扱いは見込めない状況にあります。10月29日以降の定期便再開を視野に顧客、航空貨物代理店へのアプローチを進めると共に、羽田、成田経由の輸出貨物の誘致及び取扱拡大を目指して参ります。輸入貨物については、羽田、成田経由の輸入貨物取扱いが23件4.5トンと、前期比では微増となったものの、大型客船の長崎港、佐世保港寄港が途絶え、主要輸入貨物であった客船内販売用船用品物品の輸入手続きが発生しなかったことでコロナ禍以前の数量には遠く及ばない状況です。2023年度以降は長崎への大型客船の寄港も徐々にではありますが回復が見込まれることから、貨物代理店と連携を取りながら輸入貨物の誘致に取り組んで参ります。

テナントの賃貸事業に関しましては、前年度の3月に1室、今年度8月に1室、10月に1室、12月に1室と計4室の誘致ができたことで、家賃収入は大幅な増収となりました。残りの空室(2室)につきましてもテナントの確保に努めてまいります。

当社の第31期(2022年度)営業概況は次のとおりです。

売上高(営業収入) 93,201千円 対前期比 11,657千円増加 (14.3%)
内訳は次のとおりです。

①家賃収入	91,521千円	対前期比	10,612千円増加	(13.1%)
②貨物取扱収入	136千円	対前期比	54千円増加	(66.7%)
③国内貨物取扱収入	914千円	対前期比	813千円増加	(805.4%)
④ビル・その他収入	629千円	対前期比	177千円増加	(39.4%)

賃貸事業の概況は、次のとおりです。

①新規入居となった案件

2022年8月に1室、10月中旬に1室、更に12月に1室 計3件の入居が発生しました。

貨物の扱別概況は、次のとおりです。

貨物取扱事業 取扱数量合計 4.7トン 対前期比 0.8トン増加 (20.4%)

内訳は次のとおりです。

①輸出入 (定期便) 無 対前期比 無

コロナ禍により2020年2月より中国東方航空上海線の全便が運休しております。

②輸出入 (保税貨物) 0.3トン 対前期比 0.1トン増加 (101.6%)

6月に成田経由香港向け生鮮貨物の取扱実績がございました。

③輸入 (定期便) 無 対前期比 無

中国東方航空上海線が全便運休しており、取扱実績はございませんでした。

④輸入 (保税貨物) 4.5トン 対前期比 0.7トン増加 (17.5%)

(注) 重量は小数点第2位を四捨五入して表示しております。

営業費用は、74,304千円 対前期比 1,514千円減少 (▲2.0%)
となりました。

増加した主な費用は次のとおりです。

①修繕費 5,239千円 対前期比 3,505千円増加 (202.2%)

②水道光熱費 5,109千円 対前期比 683千円増加 (15.4%)

③減価償却費 22,108千円 対前期比 282千円増加 (1.3%)

減少した主な費用は次のとおりです。

①人件費 13,491千円 対前期比 4,590千円減少 (▲25.4%)

②支払報酬 1,300千円 対前期比 919千円減少 (▲41.4%)

③地代家賃 5,781千円 対前期比 693千円減少 (▲10.7%)

営業利益は、18,896千円 対前期比 13,171千円増加 (230.1%)
となりました

営業外収益は、3,063千円 対前期比 2,950千円増加 (2,593.0%)
となりました。

内訳は次のとおりです。

①受取利息 2,055千円 対前期比 1,953千円増加 (1,926.1%)

②有価証券利息 1,005千円 対前期比 1,005千円増加 (全増)

③雑収入 3千円 対前期比 8千円減少 (▲70.7%)

経常利益は、 21,960千円 対前期比 16,122千円増加（276.1%）
となりました。

法人税等は、 5,364千円 対前期比 4,387千円増加（449.1%）
法人税等調整額は、▲2,671千円 （当期より繰延税金資産を計上）
となりました。

なお、当期に税務上の繰越欠損金が解消し、繰延税金資産について回収可能性が認められる範囲で計上することとしたため、法人税等調整額を計上しております。

結果、当期純利益は 19,266千円 対前期比 14,534千円増加（307.1%）
となりました。

(2) 設備投資の状況

共用トイレの改修	4,742千円
電話機の更新	960千円
代理店棟流し台更新	157千円

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

1) 売上拡大への対応

貨物取扱収入の増加に取り組むとともに、現在空室となっている2室についても、テナントの確保に努めて参ります。

2) 施設の品質維持

当施設は供用開始後29年が経過しており、大型改修が必要な建築物・設備が増加しておりますので、今後もカーボンニュートラルを考慮しながら計画的な更新を進めて参ります。

3) 貨物取扱事業拡大策の推進

国内貨物取扱事業に関して、今年度はオリエンタルエアブリッジを使つての福江-長崎空港の航空貨物取扱量が大幅に増加しました。これは長崎空港經由関東市場向け鮮魚が中心であり、来年度も引続き順調に推移する見込みです。

輸出貨物に関しては、中国東方航空（MU）の運航再開及び新規路線の就航計画等の情報収集に努めてまいります。

また、行政、航空会社、航空貨物代理店等と協議しながら、羽田、成田経由の輸出入貨物の誘致及び取扱い拡大の可能性を引き続き検討して参ります。

今年度は、当社にとりましては、テナント誘致等々で結果を出せたことで、売上高が上昇に転じ明るい兆しが見えてきましたが、引き続き適正な航空貨物ターミナル施設の事業運営を推進するとともに、更なる経営の効率化に取り組んで参る所存でございます。

株主の皆様におかれましても、なお一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分	第27期 (2018年度)	第28期 (2019年度)	第29期 (2020年度)	第30期 (2021年度)	第31期 (2022年度)
売 上 高	90,979	88,210	86,622	81,543	93,201
経 常 利 益	6,808	2,648	3,967	5,838	21,960
当 期 純 利 益	3,831	3,357	5,008	4,732	19,266
1 株 当 り 当 期 純 利 益	176	155	231	218	889
純 資 産	963,315	966,672	971,681	976,413	995,680
総 資 産	989,713	992,020	997,140	999,129	1,025,008

(注) 1株当たり当期純利益のみ単位は円であり、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

(6) 主要な事業内容

航空貨物ターミナルの経営

貨物の荷役、保管及び梱包

店舗、事務所、上屋、倉庫、荷捌施設の管理及び賃貸

(7) 従業員の状況

(2023年3月31日現在)

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男	1 名	0 名	62.0才	1.7年
女	1 名	0 名	23.0才	1.0年
合計又は平均	2 名	0 名	42.5才	1.4年

(8) 主要な借入先及び借入額

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2023年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 32,000 株
- (2) 発行済株式の総数 21,660 株
- (3) 株 主 数 51 名
- (4) 大 株 主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	議 決 権 比 率
長 崎 県	5,300 株	24.47 %
長崎空港ビルディング株式会社	3,580	16.53
日 本 航 空 株 式 会 社	1,400	6.46
大 村 市	1,060	4.89
日 本 通 運 株 式 会 社	1,000	4.62
ANAホールディングス株式会社	1,000	4.62
株 式 会 社 十 八 親 和 銀 行	840	3.88
西 九 州 倉 庫 株 式 会 社	600	2.77
松 藤 商 事 株 式 会 社	520	2.40
安 達 株 式 会 社	520	2.40
名鉄ゴールデン航空株式会社	400	1.85

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

(2023年3月31日現在)

地位及び担当	氏 名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	辻 本 政 美	長崎空港ビルディング株式会社 (専務取締役)
代表取締役専務	遠 藤 真 琴	
取 締 役	早稲田 智 仁	長崎県 (地域振興部長)
取 締 役	皆良田 保	長崎空港ビルディング株式会社 (航空部長)
取 締 役	手 島 淳	日本航空株式会社 (日本地区貨物販売支店九州販売部部長)
取 締 役	山 下 健一郎	大村市 (副市長)
取 締 役	渡 邊 圭 二	株式会社ANA Cargo (常務取締役)
取 締 役	白木原 茂	日本通運株式会社 (福岡航空統括支店長)
取 締 役	辻 宏 成	西九州倉庫株式会社 (代表取締役社長)
取 締 役	松 藤 章 喜	松藤商事株式会社 (代表取締役)
取 締 役	安 達 賢一郎	安達株式会社 (取締役会長)
監 査 役	長 濱 海 介	

(注) 1. 監査役 長濱海介氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役	1名	4,888千円	(うち社外	0名	0円)
監査役	1名	952千円	(うち社外	1名	952千円)

(3) 社外監査役に関する事項

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
監 査 役	長 濱 海 介	当事業年度に開催の取締役会の全てに出席、また、業務・財産の状況について聴取しかつ重要な決裁書類等を査閲するなど監査業務を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

公認会計士 手塚智三郎

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|---------------------------|---------|
| ①公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬 | 1,400千円 |
| ②当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 該当なし |

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

当社は、2006年6月6日開催の取締役会において、会社法第362条第4項第6号に基づき、内部統制システム構築の基本方針として「取締役に関する体制」「監査役に関する体制」を整備していくことを決議しております。

N I A C T行動憲章、N I A C Tコンプライアンス・マニュアルの制定をはじめとして内部統制システムの整備に順次努めております。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、会社法第459条第1項に規定する剰余金の配当等を取締役会の決議により行う旨の定款の定めを設けておりませんので、該当事項はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2023年3月31日現在)

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	458,561,288	流 動 負 債	22,449,297
現金及び預金	454,309,160	未 払 金	2,332,362
売 掛 金	237,795	未 払 費 用	1,482,181
未 収 入 金	2,360,536	未 払 法 人 税 等	7,821,500
未 収 収 益	517,800	未 払 消 費 税 等	2,043,500
前 払 費 用	1,135,997	預 り 金	224,417
		前 受 金	8,257,902
		賞 与 引 当 金	287,435
固 定 資 産	566,447,092	固 定 負 債	6,878,526
有形固定資産	260,318,146	受 入 保 証 金	6,878,526
建 物	236,305,953		
構 築 物	22,875,386		
車 両 運 搬 具	1	負 債 合 計	29,327,823
工 具 器 具 備 品	1,136,806	純 資 産 の 部	
無形固定資産	18,000	株主資本	995,680,557
電 話 加 入 権	18,000	資 本 金	1,083,000,000
投資その他の資産	306,110,946	利 益 剰 余 金	△ 87,319,443
投資有価証券	301,485,276	その他利益剰余金	△ 87,319,443
長期前払費用	1,954,670	繰越利益剰余金	△ 87,319,443
繰延税金資産	2,671,000		
		純 資 産 合 計	995,680,557
資 産 合 計	1,025,008,380	負債及び純資産合計	1,025,008,380

損 益 計 算 書

(自 2022年4月 1 日)
(至 2023年3月31日)

(単位：円)

科 目	金 額
売 上 高	93,201,054
売 上 原 価	48,490,288
売 上 総 利 益	44,710,766
販売費及び一般管理費	25,814,306
営 業 利 益	18,896,460
営 業 外 収 益	3,063,815
受 取 利 息	2,055,032
有 価 証 券 利 息	1,005,162
雑 収 入	3,621
経 常 利 益	21,960,275
税 引 前 当 期 純 利 益	21,960,275
法人税、住民税及び事業税	5,364,603
法 人 税 等 調 整 額	△ 2,671,000
当 期 純 利 益	19,266,672

株主資本等変動計算書

(自 2022年4月 1 日)
(至 2023年3月31日)

(単位：円)

	株 主 資 本				純資産 合 計
	資 本 金	利 益 剰 余 金		株主資本 合 計	
		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	1,083,000,000	△ 106,586,115	△ 106,586,115	976,413,885	976,413,885
当 期 変 動 額	—	—	—	—	—
当 期 純 利 益	—	19,266,672	19,266,672	19,266,672	19,266,672
当期変動額合計	—	19,266,672	19,266,672	19,266,672	19,266,672
当 期 末 残 高	1,083,000,000	△ 87,319,443	△ 87,319,443	995,680,557	995,680,557

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- 1) 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

- 1) 有形固定資産 定額法

(3) 引当金の計上基準

1) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法により計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

家賃収入に係る収益は、賃貸借契約に基づき時の経過に応じて収益を認識しております。

電力の使用に係る収益は、顧客が使用する電力について、顧客との賃貸借契約に基づいて使用量に応じて収益を得ており、顧客へ電力を供給する履行義務を負っております。当該賃貸借契約に基づく電力の供給は一定の期間に渡り履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

- 1) 当事業年度の計算書類に計上した額

	当事業年度
有形固定資産	260,318,146円
無形固定資産	18,000円
減損損失	—

2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 算出方法

当社は、不動産賃貸業および貨物取扱事業を営んでいるものの有形固定資産は主に不動産賃貸事業で利用されており、また事業拠点は1拠点であることから賃貸不動産を単一の資産として資産のグルーピングを行っております。減損の兆候が認められる場合については、当初の投資回収見込みを下回ることとなった場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

② 主要な仮定

主として新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、割引前将来キャッシュ・フローの算出について、当該感染症の感染拡大の影響を受けた当事業年度を含む営業損益を基礎とした翌事業年度以降の損益予測に基づき見積もっております。当該感染症の感染拡大による影響については、コロナ禍での長崎空港発着の航空貨物搭載可能数量が大幅に減少しテナントが退去する可能性を鑑み割引前将来キャッシュ・フローを算出しております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定である新型コロナウイルス感染症の今後の感染拡大、収束時期や収束後の回復状況には相当程度の不確実性があります。感染状況や経済環境への影響等が仮定と乖離する場合には見直しが必要となり、翌事業年度以降の固定資産の減損損失に影響を与える可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

1) 当事業年度の計算書類に計上した額

	当事業年度
繰延税金資産	2,671,000 円

2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

繰延税金資産は、将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。

当該課税所得が生じる可能性の判断においては、将来獲得しうる課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、金額を算定しております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、予測不能な事態により実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 819,642,433円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式 21,660株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

(3) 当事業年度中に行った剰余金の配当（当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当のうち、剰余金の配当を受ける者を定めるための基準日が当該事業年度中のものを含む。）に関する事項

該当事項はありません。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、減損損失及び未払事業税であります。

なお、回収可能性等を勘案した結果、評価性引当額を計上しております。

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

資金運用については、当事業年度から「資産運用規程(2022年4月1日施行)」により、安全性の高い公社債等の有価証券を、満期保有を前提として運用し、必要な資金は当面使用予定のない余裕資金にて取得しており、安全・確実な運用を心がけております。

売掛金及び未収入金等の営業債権は、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行い把握する体制をとっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当期末における、貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似することから、注記を省略しております。

(単位：円)

	貸借対照表計上額(※)	時 価 (※)	差 額
① 売 掛 金 及 び 未 収 入 金	2, 598, 331	2, 598, 331	－
② 投 資 有 価 証 券	301, 485, 276	296, 790, 000	△ 4, 695, 276
③ 未 払 金	(2, 332, 362)	(2, 332, 362)	－
④ 受 入 保 証 金	(6, 878, 526)	(6, 878, 526)	－

(※)負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 1. 時価の算定に用いたインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①売掛金及び未収入金

これらの時価は、一定期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

②投資有価証券

これらの時価は相場価格を用いて評価しております。電力債(社債)は活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

③未払金

これらの時価は、一定期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、支払期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

④受入保証金

これらの時価は、市場価額がなく、かつ将来キャッシュ・フローが観察不能であることから、レベル3の時価に分類しております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、大村市内において、本社建物を賃貸しております。

(2) 賃貸等不動産の時価等に関する事項

貸借対照表計上額	時 価
164,270,990円	199,171,440円

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当期末の時価は、主として不動産鑑定士による評価に基づいて算定した金額であります。

9. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 45,968円63銭

(2) 1株当たり当期純利益 889円50銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 個別注記表の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

謄 本

長崎国際航空貨物ターミナル株式会社
取締役会 御中

2023年5月22日

公認会計士手塚智三郎事務所
長崎県長崎市

公認会計士 手塚 智三郎 印

監査意見

私は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、長崎国際航空貨物ターミナル株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

私は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

私の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類

等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

謄 本

長崎国際航空貨物ターミナル株式会社

2023年5月26日

代表取締役社長 辻 本 政 美 様

長崎国際航空貨物ターミナル株式会社

監査役 長 濱 海 介 印

当監査役は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第31期事業年度の取締役の職務の執行に関して、監査方針に基づき審査のうえ本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法及びその内容

監査役は、取締役等との意思疎通を図り、情報の収集に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。併せて重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及びその他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制に関しては、取締役会決議及び当該決議に基づいた整備状況を検証いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一、事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二、取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三、体制整備に関する取締役会決議及び当該体制整備に関する取締役の職務の執行について、相当であると認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人、公認会計士手塚智三郎事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。